

令和4年10月1日より出生時育児休業（産後パパ育休）が施行されます

改正育児・介護休業法に係る規定整備等に関する 個別相談会のご案内

令和3年の育児・介護休業法の改正により、育児休業を取得しやすい環境整備等に関する措置の義務化、子の出生直後の育児休業（出生時育児休業）制度の創設等が令和4年4月1日から段階的に施行されています。

佐賀労働局雇用環境・均等室では、令和4年10月1日から出生時育児休業等が施行されることに伴い、育児・介護休業規定等の変更や労働者への周知等雇用管理改善措置のための、「規定整備等に関する個別相談会」を下記のとおり開催いたします。

佐賀労働局雇用環境・均等室所属の指導員等が対応いたしますので、規定整備の準備がお済みではない事業場におかれては、取組にご活用ください。

○日時

(1) 対面式

第1回 令和4年9月6日(火) 10:00～16:30

第2回 令和4年9月8日(木) 10:00～16:30

第3回 令和4年9月15日(木) 10:00～16:30

○会場

佐賀第2合同庁舎 5F 大会議室1（住所 佐賀市駅前中央3丁目3番20号）

(2) WEB(zoom)方式による個別相談

日時 令和4年9月13日(火) 10時～16時30分

○申し込み方法

ご希望の方は裏面の申込票にご記入の上、FAXにてお申し込みください。

○申込み・問い合わせ先

佐賀労働局雇用均等室
TEL 0952-32-7218
Fax 0952-32-7224

当日は職場のハラスメント
防止対策などについて
ご相談にも応じます。

改正育児・介護休業法に係る規定整備等に関する 個別相談会申込票

FAX 0952-32-7224

令和4年8月31日までにお申し込みください。



メールでの
お申込は
こちらから

◎ 希望される日時に○印をご記入下さい。

※ 希望が同一の時間帯に集中した場合は、受付順とさせていただきますので、あらかじめご了承下さい。変更の場合は、折り返し相談日時をご連絡いたします。

(1)	対面式個別相談会		
日時	9月6日(火)	9月8日(木)	9月15日(木)
10:00~11:00			
11:00~12:00			
13:30~14:30			
14:30~15:30			
15:30~16:30			

※相談時間は1企業60分以内とします。

*当日、佐賀働き方改革推進支援センターの「働き方改革に関する相談」を希望しますか

希望する 希望しない 別の日に希望する(月 日)

(2)WEB(ZOOM)方式による個別相談会

令和4年 9月13日(火)	10時~ 11時	11時~ 12時	13時30分~ 14時30分	14時30分~ 15時30分	15時30分~ 16時30分
希望する 時間帯					

QRコードからメールでお申し込みください。

先着順としますので、ご了解ください。相談会参加方式等については後日お知らせします。

事業所名

住所

(TEL

出席者役職・氏名